

1 ボートにける保険

Outline

自動車に保険をかけるのと同様に、競漕艇(やコーチ艇)に対してかける保険がある。乗艇中に、他艇との衝突で相手の艇を損傷させたり、クルーを死傷させてしまったりした場合の「賠償責任保険」を基本契約として、遭難時の搭乗者の障害や、捜索救助費用に対する保険などがオプションになっているもので、一般的に「ヨット・モーターボート総合保険」と呼ばれる。クラブまたは個人で直接加入することができる。

注意：以前の日本ボート協会が「漕艇保険」を扱っていたが、現在は取り扱いをしていない。

2 ヨット・モーターボート総合保険

Y.M. Insurance

ヨット・モーターボート総合保険(通称YM保険)は、ヨットやモーターボートの保険であり、各保険会社が保険商品として扱っている。ロウイング/競漕艇についての案内はされていないが、競漕艇も加入できる。(保険会社や窓口によって、対応が異なるかもしれない。)

賠償責任保険を基本契約として、搭乗者傷害、捜索救助費用などのオプションがつき、その内容は、前項の「漕艇保険」と同様である。そのほかに「船体保険」として、加入している艇自体の保険もセットにできる。いかに概略・抜粋を解説するが、詳細は、各保険会社のウェブサイト、パンフレット等を参照されたい。

船体保険：沈没・衝突・座礁・火災・盗難などによって船体に生じた損害を補償し、支払い保険金は、[支払保険金＝損害額－免責金額(自己負担額)]で、算出する。ただし保険金額が船の時価より小さい場合は、[支払保険金＝(損害額－自己負担額) × (保険金額÷時価)]で算出する。ここで、保険金額と保険料がいくつか選択でき、例えば、保険金50万円(免責金額5万円、保険料12,500)～保険金額3,000万円(免責金額10万円、保険料75万円)といった具合である。

賠償責任保険：賠償責任保険は、保険金額は、ヨットでは艇長で、モーターボートでは馬力で区分され、またかける保険金額の選択で、保険料が決まる。下の表はその一例で、ヨットの場合だが、競漕艇もこれが適用されると考えられる。(船体保険を同時にかけていない場合、船体保険もかけると割引される。)

艇長と保険金額で設定される保険料の一例。

保険金額	L≤8m	8~13m	L>13m
500万円	5,550	9,590	12,570
1,000万円	6,230	10,770	14,120
3,000万円	6,760	11,690	15,330
5,000万円	7,140	12,350	16,190
1億円	7,450	12,880	16,880

搭乗者保険：1名あたりの保険金額と、定員数などで設定できる。試算例として、1名あたり100万円が1倍(1名:シングルスカル)での保険料は¥590、1名あたり1000万円がエイト(9名)約¥193,000程度といった具合に多様である。

捜索救助費用：保険金額(保険料)の一例は、50万円(¥1,430)、100万円(¥2,580)、200万円(¥4,010)といった選択肢から選ぶことができる。

(注：上述の金額は、09年1月の某社の一例。本誌で保証するものではない。)

3 参考事例:太田川BCの場合

太田川BCでは従来、所有艇と個人艇について、日本ボート協会の漕艇保険に加入していた(2000年初頭の頃まで)。しかし2000年代前半に、他団体での大きな事故による漕艇保険適用の影響と推定されるが、保険料が大幅に値上げされた。このため、別の保険制度も検討し、結果として別の保険会社の「ヨット・モーターボート総合保険」に加入した(契約者、被保険者とも太田川BC)。保険内容は、日本ボート協会の漕艇保険と同様の設定で、船体保険には入らず、結果、漕艇保険の約1/2程度の保険料(値上げ前の水準)を維持していた。具体例として、2×の賠償責任保険では、(漕艇保険¥25,600に対し)YM総合保険で¥11,230といったところだった。搭乗者傷害と捜索救助費用の部分では、わずかに高額となっていた。(注意：保険料が安ければすべて良いというわけではなく、実際に事故が発生し保険を適用する事態となれば、次年度の保険料は現契約より大幅に高くなることもあるので、クラブの自己責任が大きいと認識しなければならない。)

2014年現在、太田川BCでは、結局「スポーツ安全保険」のみで、艇体には保険をかけていない。

4 保険に入っているから大丈夫！？

万一の事故に備えて、一般のクラブではクラブとして加入できるスポーツ安全保険(スポーツ安全協会)、公認コーチが加入できる公認スポーツ指導者総合保険制度(日本体育協会)や、ここで述べた艇にける「漕艇保険」など、何某かの保険への加入が強く求められる時代になっている。

もちろん「保険に入っているから大丈夫」ということでは決してない。事後対策としての保険制度は、安全水準の向上、事故の予防という事前対策とは別のものだということをお忘れとはいかない。

事故防止のため、日常的な安全意識の継続とともに、対策実行を着実にやることを第一に、その上に万一に備えての保険加入を検討するように努めよう。

5 自艇の自損への保険についての考え方

前述のYM保険には、「船体保険」として、沈没・衝突・座礁・火災・盗難などによる自艇の損害を補償してくれるが、老朽化や経年劣化による損耗は補償していない。一般に、取り扱いの不備や不慮の事故で艇を壊した時のために、某かの保険があれば、ということで、この保険が期待できるが、保険料とバランスするかは、クラブまたは個人の考え次第ということになる。

6 参考:日ボの漕艇保険(廃止) Exe Boat Insurance by JARA

日本ボート協会が開設していた「漕艇保険」は、協会に加盟している各協議団体が、所有・使用または管理する競漕艇やコーチ用モーターボートで、練習中・競技中に引き起こした事故を、賠償責任、乗艇者傷害、捜索費用について補償していた。ボート単位で加入し、船名・型式・船体番号等を登録した。賠償責任保険を基本契約とし、乗艇者傷害保険と捜索救助費用を任意にセットできた。協会登録団体に毎年案内がされていた。

事象の詳細経緯は不明だが、同保険の適用申請の増加、保険料高騰、加入者減少等の理由で廃止された模様である。